

9. 税金の減免等について

4月1日現在で所有している自動車の税金及び新たに取得する際の税金の減免です。

◎根拠法令：宮崎県税条例、日向市税賦課徴収条例

(1) 軽自動車税（種別割）

申請時期 納税通知書到着後から納期限まで

●車の名義を確認

本人の年齢	車の名義 ※1		
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
18歳未満	生計同一者※2	障がい者本人 又は生計同一者	障がい者本人又は 生計同一者
18歳以上	障がい者本人		

●手帳条件を確認

減免対象者の範囲
(P46)を確認

※「本人運転」と「生計同一者又は常時介護者運転」で要件が異なります。

(2) 自動車税(種別割)、自動車税環境性能割

申請時期 自動車税（種別割）：納税通知書到着後から納期限まで
自動車税環境性能割：自動車登録時

1 身体障害者手帳をお持ちの方

●本人の年齢と車の名義を確認

本人の年齢	車の名義
18歳未満	生計同一者
18歳以上	障がい者本人

●手帳条件を確認

減免対象者の範囲
(P46)を確認

※「本人運転」と「生計同一者又は常時介護者運転」で要件が異なります。

●運転者を確認

生計同一者
及び
常時介護者

2 療育手帳をお持ちの方

●車の名義を確認

車の名義
障がい者本人又は生計同一者

●手帳条件を確認

手帳の等級

A

※特別支援学校通学に使用する者についてはB1、B2を含む。

本人

3 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●車の名義を確認

車の名義
障がい者本人又は生計同一者

●手帳条件を確認

手帳の等級

1 級

生計同一者
及び
常時介護者

本人

※1 割賦販売などで自動車販売会社が所有権を留保している場合は、自動車検査証に記載されている「使用者」。

※2 生計同一者とは、障がい者と生計を一にする人（配偶者又は6親等以内の血族若しくは3親等以内の姻族に限る）。

※3 常時介護者とは、障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者を常時介護する人。

- ・障がい者一人につき1台（自動車検査証に「自家用」と記載されているものに限る。）
- ・期限後の減免手続きはできません。

●使用目的を確認

運 転 者	使用目的
本 人	問わない
生計同一者又は常時介護者運転 ※3	1年以上の期間で週3回以上（通院・通学・通所・通勤・生業等）

●税務課で減免申請

(1) 軽自動車税(種別割)減免申請書
 (2) 軽自動車税(種別割)の納付書
 (3) 障害者手帳
 (4) 運転免許証(運転者)
 (5) 誓約書、運行計画書
※運転者が生計同一者・常時介護者の場合
 (6) 通学証明
※療育手帳をお持ちの方で特別支援学校に通学するために同一世帯の方が所有・運転する場合
 (7) 納税義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード

税務課 市民税係 TEL 0982-66-1016

●各証明書の配布

各証明書の様式(通院・通学・通所・通勤・生業等)を福祉事務所より受け取り各機関に記入依頼(4/1以降に記入してもらうこと)

※生計同一者運転の場合は月4回以上の通院等である事

※常時介護者運転の場合は週3回以上の通院等である事

●理由証明書の発行

各機関に記入してもらった証明書を福祉事務所に提出し、「自動車税減免申請理由証明書」を受け取る。

●県税事務所で減免申請

(1) 自動車・自動車取得税減免申請書
 (2) 自動車税納税通知書
 (3) 障害者手帳
 (4) 印かん
 (5) 運転免許証
 (6) 自動車検査証
 (7) 自動車税減免申請理由証明書
※運転者が生計同一者の場合
 (8) 常時介護証明書
※運転者が常時介護者の場合

宮崎県日向県税・総務事務所
 TEL 0982-52-4143
 宮崎県税・総務事務所
 TEL 0985-26-7270
 FAX 0985-26-7335

●保健所にて所定の手続き

各証明書の様式(通院・通所・通学・通勤・生業)を保健所より受け取り、各機関へ記入依頼。詳細は日向保健所へ

日向保健所 TEL 0982-52-5101

別表

◎減免対象者の範囲

		軽自動車税(種別割)		自動車税(種別割)・自動車税環境性能割		
障がいの区分		障がいの程度		障がいの程度		
		本人運転	生計同一者又は 常時介護者運転	本人運転	生計同一者又は 常時介護者運転	
身体 障 害 者 手 帳	視 覚	1級～3級及び4級の1及び4級（身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃額欄に第1種と記載がある者に限る）		1級～3級及び4級の1		
	聴 覚	2級～3級		2級～3級		
	平 衡 機 能	3 級		3 級		
	音 声 機 能 (咽頭摘出手術を受けた者に限る)	3 級		3 級		
	上 肢	1級、2級の1、2級の2及び2級（身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃額欄に第1種と記載がある者に限る）		1級、2級の1、2級の2及び2級（両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃額欄に第1種と記載がある者に限る）		
	下 肢	1級～6級	1・2級、3級の1及び3級（身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃額欄に第1種と記載がある者に限る）	1級～6級	1級、2級及び3級の1	
	体 幹 機 能	1級～3級、5級	1級～3級	1級～3級、5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢機能	1級～2級、両上肢に障がいがある者に限る		1級～2級、両上肢に障がいがある者に限る	
		移動機能	1級～6級	1級～3級 両下肢に障がいがある者に限る	1級～6級	1級～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼう こう・直腸又は小腸機能	1級及び3級		1級及び3級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能	1級～3級		1級～3級		
	肝 臓 機 能	1級～3級		1級～3級		
	併 合 障 が い	1級～4級	1級～3級	1級～4級	1級～3級	
療 育 手 帳	A又はB1、B2	A ※特別支援学校通 学には、B1及 びB2を含む	A	A ※特別支援学校通 学には、B1及 びB2を含む		
精神障害者保健福祉手帳	1～2級	1 級	1 級			

(3) 税の障害者控除等

◎根拠法令：所得税法、租税特別措置法、地方税法、相続税法

	対 象 者	控除等の内容	問合わせ先
所得税	障害者控除	本人又は控除対象配偶者・扶養親族が普通障害者(※1)である場合	延岡税務署 0982-32-3301
	特別障害者控除	本人又は控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者(※2)である場合	
	同居特別障害者	同居の控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者(※2)である場合	
住民税	障害者控除	本人又は控除対象配偶者・扶養親族が普通障害者(※1)である場合	税 務 課 (市民税係) 66-1016
	特別障害者控除	本人又は控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者(※2)である場合	
	同居特別障害者	同居の控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者(※2)である場合	
	非課税制度	前年の合計所得が135万円以下の障がい者	
相続税	相続人が満85歳未満の普通障害者(※1)である場合	税額控除 85歳到達までの年数×10万円	延岡税務署 0982-32-3301
	相続人が満85歳未満の特別障害者(※2)である場合	税額控除 85歳到達までの年数×20万円	
贈与税	特定障害者(※1、※2のうち精神に障がいのある人)が一定の信託契約に基づいて、特定障害者を受益者とする財産の信託があったとき	非 課 税 (特別障害者 上限6,000万円) (普通障害者 上限3,000万円)	
非課税貯蓄制度 (障がい者等のマル優)	障がい者等が預貯金(国債)等を預入(購入)する場合等 【※事前に金融機関での手続きが必要です】	元本350万円までの利子が 非 課 税	各金融機関

※1 普通障害者…

身体障害者手帳3～6級
療育手帳B1、B2判定
精神障害者保健福祉手帳2、3級

※2 特別障害者…

身体障害者手帳1～2級
療育手帳A判定
精神障害者保健福祉手帳1級